岡山県立学校における学習者用端末の調達に係る入札について

次のとおり入札を実施する。なお、今回の入札については、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）、岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第８号）及びその他の規程による一般競争入札（条件付）に準じて実施する。

令和８年 11 月 11 日

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室長

１　入札に付する事項

（１）購入物品及び数量

仕様書による

（２）購入物品の規格等

仕様書による

（３）納入期限

仕様書による

（４）納入場所

仕様書による

（５）入札の方法

入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札金額とすること。なお、契約価格については、入札金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に１円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）から算出される端末１台当たりの単価とする。

２　入札に参加する者に必要な資格

入札の公募日から落札者が決定する日までの間、次に掲げる要件の全てを満たしていること。

（１）岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加資格審査要領（平成 19 年岡山県告示第 332 号。以下「審査要領」という。）第８条第２項の規定により公表されている入札参加資格を認定された事業者の名簿（以下「入札参加資格者名簿」という。）に登載されていること。

（２）入札参加資格者名簿の営業種目が「大分類１．文具・事務用機器」、「小分類２．事務用機器」であり、格付区分が「Ａ」であること。

（３）地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の４第１項に規定する者でないこと。

（４）審査要領第 10 条第１項の規定による入札参加の停止の措置を受けていないこと。

（５）岡山県物品の売買、修理等及び役務の提供の契約に係る入札参加除外等要領に規定する入札参加除外の措置を受けていないこと。

（６）岡山県建設工事等暴力団対策会議運営要領に基づく指名除外の措置を受けていないこと。

（７）会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立てがなされていない者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けている者は、その申立てがなされていない者とみなす。

３　契約条項を示す場所等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書等の交付場所及び問い合わせ先

〒700-8570　岡山市北区内山下二丁目４番６号

岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室

TEL:086-226-7826

Ｅメール　kyoikujoho@pref.okayama.lg.jp

（２）入札説明書等の交付期間及び交付方法

ア　交付期間

令和８年 11 月 11 日から令和８年 11 月 25 日まで(岡山県の休日を定める条例(平成元年岡山県条例第２号）第１条第１項の県の休日を除く。）

イ　交付方法

上記３（１）の交付場所にて交付する。なお、岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室ホームページ（**https**://www.pref.okayama.lg.jp/page/1065204.html）からダウンロードできる。

４　入札・開札の日時及び場所

（１）　日　時

令和８年 11 月 30 日（月）　10 時 00 分

（２）　場　所

岡山県庁出納局用度課地下１階　入札室

５　入札者に要求される事項

この入札（条件付）に参加を希望する者は、入札（条件付）参加申出書及び入札説明書で指定する添付書類を令和８年 11 月 25 日（水）17 時までに、上記３（１）の場所に提出しなければならない。

また、入札者は、岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室長から提出した書類等に関し説明を求められた場合には、それに応じなければならない。

６　入札の無効

この公募に示した入札参加資格のない者のした入札、事後審査において入札条件に不適合と認められた入札、入札者に要求される事項を満たしていない者のした入札その他岡山県財務規則（昭和 61 年岡山県規則第８号）第 140 条各号に掲げる入札は、無効とする。

7　落札候補者の決定方法

岡山県財務規則第 137 条第１項の規定により、岡山県教育庁高校教育課教育情報化推進室長が決定した予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札候補者とする。

8　契約書作成の要否

要（各学校と契約）

9　その他

詳細は入札説明書による。